

議案第 8 号

合併の期日について

合併の期日について、次のとおり提案する。

平成 1 6 年 2 月 2 7 日提出

長岡地域合併協議会  
会長 森 民 夫

合併の期日

合併の期日は、平成 1 7 年 3 月 2 2 日とする。



## 合併の期日の協議に当たっての留意事項

### 市町村の合併の特例に関する法律の有効期限を考慮すること。

- ・ 合併する場合、市町村の合併の特例に関する法律に基づく各種の財政支援措置を受けることが望ましく、そのためには、同法の期限である平成 17 年 3 月 31 日までに合併する必要がある。

### 合併の手続きに要する期間を考慮すること。

- ・ 合併するためには、合併協定書の調印後、6 市町村の各議会において合併議案の議決を経て、県知事への合併申請、県議会における議決、県知事の合併の決定、総務大臣への届出（県）、総務大臣の告示（官報）など、様々な手続きが定められており、相当の期間を要することから、この点を十分考慮して、合併の期日を定める必要がある。

### 合併と同時に住民サービスが滞りなく行えるよう、合併準備作業の期間を考慮するとともに、電算システム移行等にできるだけ支障の少ない時期を考慮すること。

- ・ 移行するシステムの規模及びシステム数があまりにも大きいため、これらの作業を平日の業務終了後に実施することは事実上不可能である。このため、長期の休日（3 連休）を生かした移行日程を計画する必要がある。

現段階で想定される議会議決、国県手続き関係スケジュール(案)

平成16年1月	↑ 法定合併協議会設置の議決 ↓
2月	
3月	} 法定合併協議会の開催
4月	
5月	
6月	
7月	} 合併協定書の調印
8月	
9月	廃置分合の議決 市町村合併申請
10月	
11月	
12月	廃置分合の県議会議決 総務大臣への届出(県)
平成17年1月	合併の告示(総務大臣)
2月	
3月	合併施行